



◀この一般質問の映像はこちらから

第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画について



竹原 亜生

質問

ケアラー支援条例の制定は

町 条例制定の考えはない

地域福祉計画において、分野横断的総合相談窓口の整備は。

(保健福祉課長) 既存の相談機関を活用し、相談窓口一本化、ワンストップ窓口を想定している。

生活に困難を抱える方の訪問相談を抜け目なく行うため、民生委員情報をデータベース化する考えは。

(保健福祉課長) 複雑な家庭内での問題にすみやかに対応するため、データベース化が必要であり、調査する。

※ケアラー(家庭内介護者) 本人の人生の支援策は。

(保健福祉課長) 問題の早期発見に努めており、関係機関で相談支援している。

町 条例制定の考えはない

ケアラー支援のため、福祉関連事業で介護者支援マニュアルの活用は。

(保健福祉課長) ※介護者アセスメントシートの活用を検討し、推進する。

支援制度の枠から外れている介護者を支援する、ケアラー支援条例の制定は。

(保健福祉課長) 直ぐには条例制定の考えはないが、情報収集に努める。

ケアラー支援の必要性

- \* 老々介護 (認知、老障、障老、...)
- \* ダブルケア (育児+介護)
- \* ヤングケアラー (子どもが介護)
- \* 8050問題 (50代の引きこもり)
- \* 介護離職 等々

ケアラー自身の人生・生活・健康が奪われている

ケアラーを支援する制度が必要

※ケアラー 介護や看病、療育が必要な家族や近親者を無償でサポートすること。

※介護者アセスメントシート 介護者が専門員と面談する際に、自身の体調や気持ち考え方を整理し、適切に伝えることを目的としたツール。介護者の状況を幅広く確認できる。

自治会支援について

町 地域課題解決の中核に

地域の活動を連携させるため、自治会に期待する役割は。

(総務課長) 地域課題を解決するための中核となって取組むことを期待している。

自治会運営を組織的に行うため会則が必要であるが、会則の制定状況は。

(総務課長) 90自治会の内、会則があるのは11自治会程度である。

自治会に会則制定を要求する考えは。

(総務課長) 自治会連合会の状況を確認しながら進める。

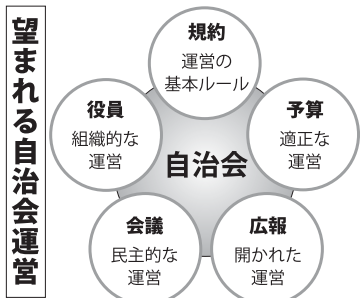
町 地域課題解決の中核に

ごみ対策等の自治会補助金を有効に活用してもらうため、使途の制限を緩和する考えは。

(総務課長) 自治会連合会の意向を確認する。

自治会加入困難な方に対し、自治会活動を免除する準会員制度を設けている自治会があるが、準会員は補助金対象となるか。

(総務課長) 自治会で準会員制度を作れば補助金対象となる。



規約のない自治会は、自治会長の手腕により運営 (自治会長による活動のばらつきが大きい)

【参考】 福岡市自治会活動ハンドブック

※ほかに...「監査委員について」の質問もしています。